

「広島市水道局高陽浄水場で使用する電気」の質疑応答書

令和6年 1月19日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込のとおりです。
2	入札説明書11 その他 (3) 契約書 (案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約書の条文の追加及び変更等、締結に伴う協議はできませんが、契約書に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	入札書及び入札附属書を直接提出する場合には「開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていない場合は、相応する入札に参加していない扱いとする」とございませう。郵送にて提出する場合も同様に、1回目の入札書のみ提出することで、2回目以降は辞退扱いとみなされますか。	入札説明書10(2)オに記載のとおり、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うため、入札書が1回目のみの提出であるときは、2回目以降は不参加の取扱いとなります。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率99%)を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行なわない。 電力量料金「n」と記載の欄は、弊社にて「予定使用電力量」と修正して使用して問題ありませんか。	① 相違ありません。 ② 基本料金と電力量料金については、1円未満の端数を含むことができるので、端数処理は行わないでください。 問題ありません。 なお、当該表記は「予定使用電力量」が正しいことから、令和6年1月18日付けで入札附属書様式の差替を行っています。

5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加及び変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6	入札説明書9（5）ア	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 また、成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。